

平成29年5月10日

保護者各位

北谷町立浜川小学校

校長 喜屋武 辰弘

<公印省略>

スマートフォン（携帯電話）等の利用についてお願い

夏を思わせる陽ざしですが、保護者におかれましてはますますご清祥の事と存じます。

さて、スマートフォンや携帯、そしてインターネットの活用は生活になくはならないものとなりましたが、児童にとってインターネットやLINEをはじめとするSNS 関しては、いじめや犯罪の原因となっているのも現状ですので、利用に関しては非常に配慮を要します。WEB・SNS等 ICT 関連の技術は、日進月歩です。大人（親や教師）の知らない事が当たり前です。そこで下記の学校の方針やリスク等をご理解し、ご家庭でお子さんを被害者、加害者にしないようにしていきましょう。

記

学校としての方針

沖縄県教育委員会通知において、学校における携帯電話の取り扱いについて原則「小・中学校においては、学校への持込みを禁止」とすることとあります。

それを受けて、本校でもスマホ（携帯電話）は、学校教育・授業にとって必要のないものであり、「必要ないものは、持ってこないように」と指導していきます。

しかし、本人の健康状態等で生命や安全を確保しなければならない状況がある場合には学校長へ相談してください。

スマートフォン（携帯電話）を所持することによるリスク

- ・本人の承諾を得ずにネット上に動画や写真、個人情報をのせて人を傷つける。
- ・人に迷惑をかける行為やいせつな行為の動画や写真を公開して犯罪加害者となる。
- ・人の嫌がることを書き込んだり、SNSで話題にしたりしてイジメ加害者となる。
- ・なりすましてイタズラメールを送ったり、掲示板に書き込んだりして人を傷つける
- ・出会い系のサイトや掲示板を利用して犯罪被害者になる。
- ・アダルトサイト等の情報により、間違った情報で歪んだ感情を有してしまう。
- ・ネットやSNSの利用で就寝時間が遅くなったり、勉強時間が短くなったりする。
- ・ながら利用により事故にあったり、人の迷惑になったりする。
- ・ネット依存や過度なゲーム利用により、家族と過ごす大切な機会が奪われる。
- ・小学校では、安心安全の確保のために所持でしたが、小学校高学年や中学生になり安全面で必要なくなった時に「持たさない」と言う事ができますか？

上記以外のリスクも多く、巧みなトリックで被害を受けたり、自分が加害者という意識がないままに被害を与えたりした場合も多く発生しているのが現状であります。すでにスマホを所持させているご家庭では、安心・便利をとひき換えにリスクが生じている事を再確認して、定期的にお子さんを使い方について話しあったり利用状況等を確認と利用制限（時間やフィルタリング）して、親が管理できる状況にしてくださるようお願いいたします。